

# 社会全体で 犯罪被害者を支える



公益社団法人  
京都犯罪被害者支援センター

支援活動紹介動画は[こちらから](#)



# 京都犯罪被害者 支援センターとは?



犯罪や事故などの被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族が、被害から回復するために必要な支援を行うことを目的として、平成10年に設立した公益社団法人です。

私たちの支援活動は、善意の市民ボランティア奉仕によって支えられ、センターから認定された相談員が専門家のアドバイスを受けながら、行政機関等との連携のもと、被害にあわれた方が一日も早く、元に近い生活を取り戻せるようお手伝いすることです。

## 京都府公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」です

平成15年10月、京都府公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

事件を取り扱った警察が支援が必要であると判断した場合、被害者やご遺族の方々の同意を得て、当センターに連絡があります。

この連絡により必要な支援を行います。

## 京都市の「犯罪被害者総合相談窓口」です

当センターは「京都市犯罪被害者等支援条例」の施行(平成23年4月)に伴い、被害者に対する途切れのない総合的な支援を実現するため京都市が設けた「京都市犯罪被害者総合相談窓口」の業務委託を受けています。

## 京都府北部地域には「ほくぶ相談室」があります

京都府北部での被害者支援をより充実させるため、平成28年4月、「ほくぶ相談室」を福知山市に開設し、相談・支援業務等を行っています。

# あゆみ

- 平成10年 (1998年)  
5月27日 任意団体 京都犯罪被害者支援センター設立  
6月 2日 ボランティア相談員による電話相談活動開始
- 平成12年 (2000年)  
4月 1日 社団法人 京都犯罪被害者支援センター設立
- 平成15年 (2003年)  
10月17日 犯罪被害者等早期援助団体指定(京都府公安委員会)
- 平成17年 (2005年)  
1月25日 特定公益増進法人認定
- 平成18年 (2006年)  
9月 1日 相談専用フリーダイヤル「犯罪被害者サポートダイヤル」開設
- 平成23年 (2011年)  
4月 1日 京都市犯罪被害者総合相談窓口業務を開始  
公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター設立
- 平成25年 (2013年)  
1月 9日 八幡市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結
- 平成26年 (2014年)  
12月11日 京田辺市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結
- 平成27年 (2015年)  
7月17日 久御山町と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結  
10月23日 木津川市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結
- 平成28年 (2016年)  
5月27日 精華町と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結  
7月28日 南丹市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結  
8月 1日 福知山市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結  
8月 4日 ほくぶ相談室(京都府福知山市)相談業務開始  
11月28日 舞鶴市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結
- 平成29年 (2017年)  
9月20日 綾部市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結
- 平成30年 (2018年)  
6月28日 長岡京市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結
- 令和 3年 (2021年)  
8月 6日 亀岡市と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」締結



# 京都犯罪被害者支援センターの活動内容

※相談・支援は無料です。秘密は厳守します。

## ● 被害者を支援するために（被害者支援活動）

認定を受けたボランティアが、専門家のアドバイスを受けながら、関係機関との適切な連携を得て、次のような支援を行っています。

### ・電話相談

被害にあった方だけでなく、ご家族や周りの方の相談も受け付けています。



#### 犯罪被害者サポートダイヤル

**0120-60-7830**

月～金曜 13:00～18:00(祝・休日、8/12～16、12/28～1/4を除く)

#### 犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室

**0120-78-3974**

月・木曜 12:00～16:00(祝・休日、8/12～16、12/28～1/4を除く)

#### 京都市犯罪被害者総合相談窓口

**075-451-7830** (有料)

月～金曜 13:00～18:00(祝・休日、8/12～16、12/28～1/4を除く)

#### 全国共通ナビダイヤル

**0570-783-554** (有料)

月～日曜 7:30～22:00(12/29～1/3を除く)

※当センターの相談時間内に、京都府内から全国共通ナビダイヤルにお電話いただいた場合、  
京都市犯罪被害者総合相談窓口 075-451-7830につながります

### ・面接相談

必要に応じて、臨床心理士や医師、弁護士などの専門家による心理相談や法律相談が受けられます。



### ・直接的支援

裁判の傍聴付添や代理傍聴のほか、検察庁や弁護士事務所等への付添、被害者への各種給付金申請補助等の直接的な支援も行います。



## ● 支援の輪を広げるために

被害者をサポートできる環境を整えるため、次のような活動も行っています。

### ・相談員の養成及び研修

しっかりと被害者等を支えることができる相談員を養成するため、また、相談員の質の向上のため、各方面から講師を招き、研修を続けています。

### ・刑務所、拘置所等での講話

刑務所、拘置所等からの依頼を受け、被害者等の心情などを伝える「講話」をしています。

### ・犯罪被害者手記集「ともしび」の発行

被害者等の想いを綴った「ともしび」を発行しています。

### ・フォーラム、講演会の開催

犯罪被害者等の現状を多くの人に知っていただき、みんなで被害者を支える社会を目指して、フォーラムや講演会を開催しています。

#### ・広報啓発活動（街頭でのチラシ配布など）

#### ・調査研究活動（アンケート調査など）

#### ・自助組織への支援

#### ボランティアを募集します

毎年、被害者支援にご協力いただけるボランティアを募集し、相談員養成のための講座を開催しています。

ぜひ私たちの仲間になってください。

詳細は当センターのホームページ (<https://kvsc.kyoto.jp/>) をご覧ください。



# 社会全体で被害者を支えるために

## 私たちにできること

### ● 関心を寄せる

あなたが関心を寄せることで、犯罪被害にあわれた方々への支援の輪が広がります。

### ● ボランティアになる

私たちの活動に関心のある方、仲間になってください。

### ● 古本を寄贈する「ホンデリング～本で広がる支援活動の輪～」

不要になった本・CD・DVD・ゲームをご提供いただき、その買取り相当額を犯罪被害者支援の活動のためにご寄付いただくものです。

5点以上の本・CD・DVD・ゲームを段ボール等に詰めて、  
QRコード、またはインターネットからお申し込みフォーム  
「チャリボン」にて申込みをお願いします。  
ご指定日時に宅配業者が引取りに伺います。  
また、京都府内に「ホンデリング回収箱」も設置しています。  
\*回収箱の設置場所は当センターにお問合せください。



ISBN(規格品番)のないもの、2010年以前に  
出版された本は取り扱えませんので、ご注意ください。

お申し込みフォーム「チャリボンは」

京都 ホンデリング

検索



### ● 犯罪被害者支援自動販売機を設置する

犯罪被害者支援活動を支える資金として、飲料水自動販売機の売上げの一部を当センターに寄付していただくシステムです。

設置に関する手続き等は、すべて当センターの担当者が行いますので、自動販売機を設置するスペースをご提供ください。

自動販売機の飲料水メーカー、ご寄付の割合をお選びいただけます。

事務局までご連絡いただければ、担当者が伺います。



## ● 京都犯罪被害者支援センターの会員になる

会員の方には、会報誌「はーとめーる」(年3回発行)の送付や各種イベントのご案内等をいたします。

### 正会員

定時社員総会（年1回開催）等において議決権をもって運営に関わっていただきます。

\*年会費 5,000円（4月から翌年3月までの年会費）



### 賛助会員

当センターの活動趣旨にご賛同いただき、財政的基盤拡充のご支援として年会費（4月から翌年3月まで）をいただくものです。

\*個人賛助会員の年会費 1□ 3,000円

\*団体賛助会員の年会費 1□ 3,000円

\*法人賛助会員の年会費 1□ 30,000円

### ご入会手続き

\*「入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵便・FAX・E-mailのいずれかで事務局までご送付ください。

\*次のいずれかの口座に年会費をお振入ください。（振込手数料のご負担をお願いします）

振込口座：京都銀行 府庁前支店（普通）3939038

口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

理 事 長 山下俊幸（ヤマシタトシユキ）

郵便振替口座番号：00980-0-128119

加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

\*入会申込書はホームページ([https://kvsc.kyoto.jp/『会員募集』](https://kvsc.kyoto.jp/))からダウンロードしていただくか、事務局へご請求ください。

\*当センターへのご寄付（賛助会員の会費も含みます）は、税制上の優遇措置として個人または法人の所得からの控除が受けられます。なお京都府、京都市に住民税を納税されている方は、住民税の控除を受けることができます。また当センターは税額控除対象法人でもありますので、個人の皆様からの寄付については、所得控除又は税額控除のいずれかを選択することができます。詳細は税務署へお尋ねください。（国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>）



**公益社団法人  
京都犯罪被害者支援センター**

事務局 〒602-8018 京都市上京区衣棚通出水上る御靈町 63 番地  
月～金曜日 (10:00～18:00) 祝・休日, 8/12～16, 12/28～1/4 を除く

**TEL・FAX 075・415・3008**

E-mail / k7830@kvsc.kyoto.jp

ホームページ / <https://kvsc.kyoto.jp/>